

介護経営者向け情報紙

在宅から施設、周辺産業まで

週刊 高齢者住宅新聞

Elderly Press Newspaper

2026年(令和8年)

7月22日

第852号 毎週水曜日発行

発行人 網谷敏数
年間購読料 23,100円
(送料込・税込)

(株)高齢者住宅新聞社
〒104-0061
東京都中央区銀座8-12-15
☎03-3543-6852(編集部)

ホームページ



TOPICS

特集【「登録制」の是非】

1-5面

居宅に新類型 外付け実態把握へ
データに基づき「困り込み」検証



ゴールドエイジ 大原氏
実務の担い手が課題



厚労省高齢者支援課 濱本氏
「適正な事業者」を標準に



高齢者住宅協会 木村氏
“生活相談”整理に疑問



全国有料老人ホーム協会 渡邉氏
「自由選択権」見える化



やさしい手 香取氏
AI活用に可能性

ニュース

6~7面

厚労省社保審 介護給付費分科会
収支差率低迷に危機感

介護BIZ

8~11面

高経協 看護や事故防止のガイドライン作成

施設長の手帳

9面

人件費率の内訳/上司の役割は「支援」

トップインタビュー

16面



つしま医療福祉グループ 対馬氏
小規模・共生ホームへ

有老改革へ法整備

■有料老人ホーム制度の主な改正内容

いわゆる「困り込み」対策の強化

「住宅型」と「介護付き」の制度上の均衡確保

登録制の導入

老人福祉法

中重度の要介護者など、特に入居者保護の必要性が高い人を受け入れる有料老人ホームを対象に、登録制を導入する。対象は入居対象者の要件により判断する。既存の有料老人ホームの大半が該当すると想定されている

① 事業者間の独立性の確保

老人福祉法

登録制対象の住宅型有老で、ケアマネジメントや介護サービス事業者の独立性確保の取り組みを義務付け

② 新たな相談支援類型の導入

介護保険法

登録制対象の住宅型有老に、ケアプラン作成や地域生活相談などを担う新類型を創設

③ 入居者紹介事業に係る認定制度の創設

老人福祉法

全国有料老人ホーム協会による入居者紹介事業の優良事業者認定制度を創設

① 基準・規制の整備

老人福祉法

登録制対象の住宅型有老と介護付有老に、運営・人員基準や利用者保護に関する規制を導入

② 適切な支援・サービス利用確保の責務

老人福祉法

登録制対象の住宅型有老に適切な相談支援・介護サービス確保の責務を課す

③ 新たな相談支援類型の導入 (再掲※左記参照)

介護保険法

④ 利用者負担の均衡

介護保険法

新たな相談支援類型では利用者に原則1割の自己負担導入

厚労省資料を基に編集部作成

適正化論点に

社会福祉法等の一部を改正する法律（令和8年法律第51号）の成立により、有料老人ホームを対象とした登録制の導入と、新たな相談支援類型（登録施設介護支援）の創設が決まった。いわゆる「困り込み」対策の強化に向けた届出制からの転換、ケアプランへの利用者負担の導入という施策は、高齢者住宅業界に大きな影響を与えると考えられる。

ケアプラン有料化 「外付け型」のみに



■届出制から登録制へ移行

現在、住宅型有料老人ホームは自治体への届出により開設できる。改正法に基づき、中重度の要介護者などを入居対象とするホームについて登録制が導入され、一定の登録基準を満たさない場合、自治体は登録を拒否することとなる。介護付有料老人ホームのような許可制ほどのハードルを設けるものではないが、届出制よりも規制を一段階強めた。

登録制は届出制と許可制の中間に位置する制度であり、一定の基準を満たしているかを行政が確認する。更新は5年ごとが想定されており、基準を満たしていなければ指導や是正の対象となる。しかし、「ホームには入居者が生活していることを踏まえれば、更新時

には入居者保護を最優先に考える必要がある」と公益社団法人全国有料老人ホーム協会（東京都千代田区）の渡邊潤一常務理事は語る。

「重大な法令違反などを除けば、指導や是正を通じて事業継続を図ることが基本になるべき」と考えた。

登録基準の具体的な内容としては、▽特定の介護サービス事業者の利用を入居要件とすることの禁止▽ケアマネジメントの独立性確保に係る方針の策定・公表▽住まい事業と介護サービスの事業などの会計の分離――などが盛り込まれる方向で、登録要件の詳細や運用方法は今後詰められる。登録制の対象について、厚生労働省は既存の有料老人ホームの大半が対象となる想定をしている。

住宅型は、多様な介護ニーズの受け皿として重要性が著しく高まっている。中重度の要介護者の受け入れが増加しており、入居者の実態は介護付と大きく変わらない状況だ。一方で、介護付は介護保険法の指定に

基づく人員・運営基準が課されているが、住宅型には老人福祉法上の届出と設置運営標準指導指針への対応しか求められておらず、規制の強度の差が顕著だ。「両者の機能が近接している中、制度上の位置づけにかなり差がある状況になっていた。そのため、両者の均衡を確保する観点から登録制を導入することとした」と厚生労働省老健局高齢者支援課長 濱本健司氏は語る。

現行の届出制のもとでは、自治体が指導監督を行う際の根拠となるのは標準指導

基準・規則を強化 施設の大半が対象

指針だが、法的に義務を課すものではないという実情があった。「登録制においては、事前規制の根拠が法的に明確となり、有料老人ホーム全体として入居者の安全性や尊厳の確保の強化が期待できる」と濱本氏は言う。

■相談支援を改革

登録制対象の住宅型の入居者を対象に、ケアプラン作成などを行う新たな相談支援類型「登録施設介護支援」を導入する。これにおいては、登録制の導入と併せて、介護付との均衡の観点から、利用者に原則1割の自己負担を求める。

新類型では、ホーム事業者と居宅介護支援事業所が「対等な立場で情報共有」で

きる制度的枠組みを整備する。従来、入居者の生活状況を日頃から把握しているホーム側の情報がケアマネジャーに十分共有されず、適切なケアプランが作りにくいという構造的な課題があった。新類型では、ホーム事業者がケアマネジメント事業者と本人の生活状況などを適切に共有することが法律上明確に位置付けられる。

への参加や地域支援機関へのつなぎを、介護保険制度の枠内で標準化して担う類型として設計した。

社会福祉法等の一部を改正する法律は27年4月1日に施行されるが、登録制および登録施設介護支援の開始時期は異なり、事業者が対応するための準備期間が設けられている。

居宅介護支援事業所では、指定申請や対象者の区分管理、給付管理に加え、利用者負担が導入されれば請求・集金業務も発生する。口座振替一つをとっても、申込書の回収、口座情報や届出印の確認、不備への対応、未収金管理など、多くの手続きが必要になる。請求額が少額でも事務コストは決して小さくない。全国80拠



昨年開催された厚生労働省の「有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会」では、有料老人ホームに関するさまざまなデータが紹介されている。▽特定施設と外付け型で区分支給限度額の上限まで使用した場合の介護報酬の比較では、要介護度1の場合は外付け型の方が5500円高い。重度化するほどその差額が大きくなり、要介護度5では11万8270円となる。このデータに基づ

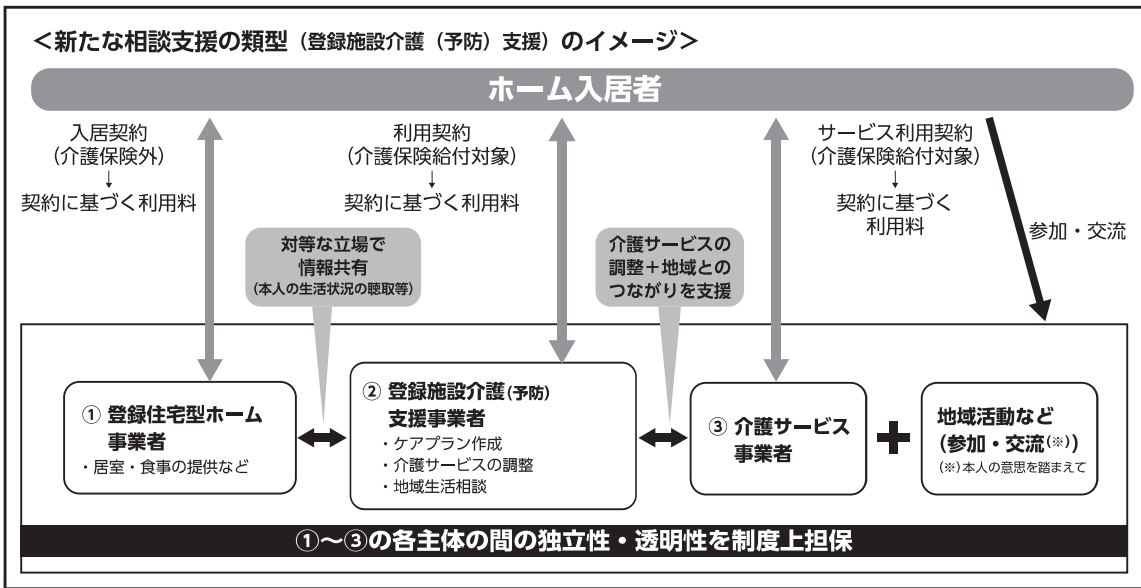
けば、特定施設への移行を促す施策は理解できる。▽ただし、外付け型で限度額まで使用するケースがどれほどあるかは精査が必要だ。第4回会議の参考資料に示されたサービス付き高齢者向け住宅における支給限度額に対する利用割合（一般社団法人高齢者住宅協会による調査、n=6887）によると、要介護度1で平均51%、要介護度3で70%、要介護度5で81%となっている。▽今回の改正で有老の見え方が進み、データに基づく施策が進むことが期待される。

「登録施設介護支援」創設

「登録制」

の
是非

■新たな相談支援の仕組み



厚労省資料を基に編集部作成

費用徴収 事務負担懸念

〈1面から続く〉

点の居宅介護支援事業所を運営するやさしい手（東京都目黒区）の香取幹社長は「介護ソフトの改修も含め、現場への影響は相当大きいと見ている。こうした負担から、新たな指定を取得しない居宅介護支援事業所が現れる可能性も懸念してい

る」と語る。その場合、地域によっては高齢者住宅を担当できるケアマネジャーが不足し、担当変更やセルフケアプランへの移行、さらに住み慣れた住宅からの転居につながるおそれもある。「制度を円滑に運用するためには、ケアマネが本来業務に専念できるよう

事務負担への十分な配慮が求められる」（香取社長）

■「困り込み対策」が先行
いわゆる「困り込み」については、財政制度等審議会などで「適正化を進めるべき」との議論が繰り返されてきた。こうした中、24年10月には東京都内の住宅型で職員が一斉退職し、運営停止に至る事例が発生した。法改正に向け本格的な議論が始まった25年3月の社会保険審議会介護保険部会では、厚労省がこの事例を取り上げ、指導監督強化の必要性を指摘。その後、「有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会」を設置した。同検討会では同年7月「利用者保護の必要性がとりわけ高い場合には、登録制といった新たな規制の導入を検討すべきではないか」と提案。最終取りまとめに盛り込まれた。

一方で、ケアマネジメントへの利用者負担導入も同時期に議論された。「骨太方針2025」には、「積み残してきた課題」として年内に結論を得ることが明記され、9月の介護保険部会では居宅介護支援への利用者負担導入が論点となった。11月には、「他サービス同様、幅広い利用者に利用者負担を求める」「給付管

〈3面へ続く〉

事業者の声

実務の担い手が課題

外付け型の価値 地域貢献へ



ゴールドエイジ
大原康博社長

当社では、利用者にとって

公平なケアマネジメントを実現するため、居宅介護支援は原則として外部事業所に委ねてきた。新たな登録制度では、登録ホームの入居者を担当する居宅介護支援事業所は「登録施設介護支援」の指定を受けることとなる。地域の事業所が指定を受けなければ、利用者が自由にケアマネジャーを選択できる権利が損なわれる可能性がある。

制度の目的は「困り込み防止」だと理解している。しかし、自法人の居宅介護支援事業所を併設する住宅に有利な仕組みになれば、利用がそうした住宅へ集中しかねない。本来、規制や監督の対象とすべきなのは、利用者に特定事業所の利用を事実上強制しているようなケースではないか。外部事業者を活用し、利用者の選択権を確保している住宅まで一律に同じ枠組みで扱うのではなく、問題のある事業者へ重点的に対応する制度設計が望ましい。

実務面でも課題は多いが、計画書の作成は、AIの活用によって効率化できる可能性

がある。一方で、ケアマネジメントは文書作成だけでは完結しない。給付管理やサービス利用票の管理、外部サービス事業者との調整、多職種連携など、多くの実務が伴う。誰がこうした役割を担うのかという本質的な課題は残る。会計分離については、当社では以前から住宅部門と介護部門の収支や勤務実績を事業ごとに管理しており、新制度への対応による追加負担は比較的小さいとみている。一方、多くの事業者では保険外サービスと生活支援サービスの線引きが難しく、実務上の整理が求められるだろう。

制度改正を前向きに捉えることも重要だ。介護報酬だけに依存した経営には限界があり、地域の生活支援拠点として役割を広げていく必要がある。当社では空き家管理や賃貸活用の相談、旅行への同行、家族や入居者同士の会食など、介護保険の枠にとらわれないサービスに取り組んでいる。地域の高齢者や家族にも価値を提供できる存在を目指したい。

外付けサービス型の住宅の価値は、提供する側にも利用する側にも自由度があることにある。真に改善すべき課題に的を絞った制度設計を期待するとともに、事業者として地域への新たな貢献につなげていきたい。

あなたのもとへ、
必ず医療をとどける。



わかさクリニックグループ

行政の声

厚生労働省老健局 高齢者支援課
濱本健司課長



いわゆる「囲い込み」の課題は、例えば併設・隣接事業所の利用を入居要件とする、系列事業所のケアマネジャーへの切り替えを強要する、そして利用者のニーズや希望を超えた過剰な介護サービスの提供など、利用の限定・誘導などにより、入居者の主体的な選択が阻害され、過剰な介護サービスが提供される状態が問題の本質と考えられる。併設・隣接事業所の存在そのものがいけないというわけではなく、利用者に情報が適切に提供され、自由な選択が確保されることが重要。今回の

指定取得に経過措置 既存事業所はみなし可

〈2面から続く〉
理業務は必ずしもケアマネが担う必要はなく、事務に要する実費相当分の負担を求める」といった案が示され、その一案として住宅型入居者への負担導入が提示された。その理由として、「有料老人ホームへの事前規制強化と併せ、ケアマネジメントプロセスの透明化が必要」「ホーム運営事業者が同一・関連法人等の住宅介護支援事業所を通じ、ホームで提供されるサービス内容の決定に事実上関与しているケースが見られる」

地域と接続を重視

とする専門部会での議論が引用された。最終的に登録制と一体化する形で、登録施設介護支援の創設が介護保険部会の取りまとめに盛り込まれた。
同部会の取りまとめは、身寄りのない高齢者支援などを議論してきた福祉部会の意見と合わせて「社会福祉法等の一部を改正する法律案」に集約された。政府は26年4月3日に閣議決定し、国会へ提出。同法案は、ヤリ資格更新制の廃止なども含まれる。
やさしい手の香取社長は「身寄りのない高齢者支援と高齢者住宅の登録制度を組み合わせることで、入居から看取り、その後まで切れ目のない高齢者支援な

「過剰な介護サービス」にメス

改正は、適正に運営してきた事業者の取り組みが制度上の標準になるようにとの趣旨で制度的に位置付けるもの。その上で重要なのが、利用者が適切な情報を得た上で入居先を選択できる環境整備だ。そのため、法律上、登録制対象の住宅型ホームについて、特定の介護サービス事業者の利用を入居要件とすることの禁止といったケアマネジャーや介護サービス事業者の独立性を確保する措置を講じる義務を盛り込んだ。入居者紹介事業者については、高齢者など希望する住まいを結びつける役割を担っており、透明性を高め、利用者が安心して相談できる環境を整えることを目的として、優良な事業者を認定する制度を創設することとしている。
サービス付き高齢者向け住宅などでは基本サービスとして「生活相談」が提供されて

透明性向上、情報格差是正

法を周知予定だ。既存の居宅介護支援事業所が当面の間、新たな指定申請を不要とする経過措置も用意している。単位数の設定など報酬設計の詳細は今後の介護給付費分科会での議論に委ねられる。
登録基準の具体的な内容、更新制度の運用、新類型の報酬設計という3点が今後の主要な論点となる。標準指導指針を遵守しているホームにとって過度な負担とならない水準が想定されており、団体・事業者との意見交換を継続していく方針だ。登録施設介護支援については、基準や報酬の具体的な内容について議論を進めていく。登録制については法律公布後2年以内に政令で定める日に、登録施設介護支援については法律公布後3年以内に政令で定める日に施行することとされており、円滑な移行のための経過措置も設けられる。

れ目のない支援体制を構築できる可能性がある」と語る。同社では弁護士や司法書士、自治体など専門職との連携をさらに深めていく考えた。
法案は衆議院、参議院での審議を経て成立。参議院厚生労働委員会では15項目の附帯決議が採択され、登録基準策定時の人員基準の明確化や、新類型導入に伴う過度な事務負担を避けるため、標準的な事務手順や情報システム整備など必要な措置を講じることを政府に求めた。
■制度実装へ、課題山積
今回の法改正は、高齢者を取り巻く課題の多様化・複雑化への対応として一定の意義がある。一方で、成立までの過程で十分な議論が尽くされたのかという点には課題も残る。
まず、登録制の対象は「有料老人ホーム」であり、介護付も含まれる。介護付はすでに介護保険法に基づき指定を受け、人員・運営基準も課されている。
また、居宅介護支援事業所が登録施設介護支援を実施するには新たな指定が必要となる。利用者負担が発生するため、これまで不要だった費用徴収業務も加わる。ケアマネジャーのシャドーワーク削減が課題となる中、一部の利用者のみを対象とした新たな事務負担を伴う制度設計は、その流れに逆行しかねない。
25年12月15日の介護保険部会では構成員から「新たな相談支援に有料老人ホームと無関係な事業者が手を挙げることは想定しにくい。事実上の『内マネ』となるケースが多いと予想され、まさに囲い込みを助長する方向となる」との声があがった。

東海地方を中心に高齢者住宅を展開するゴールドエイジ(名古屋市中区)は、入居者にとって公平なケアマネジメントを実現するため、居宅介護支援は原則として外部事業所へ委ねてきた。大原康博社長は制度改正の趣旨には理解を示す一方、

〈4面へ続く〉

NIPPON INSURE & CO

あご保
ん入証
し所サ
んでー
しきビ
てるス

ケアサポート
CARE SUPPORT

介護施設様
メリット

■ 極度額の設定不要!
弊社(法人)が保証する為、極度額設定が不要になります。

■ 未収金が減少! 業務負担軽減でサービス向上!
施設利用料を立替えますので未収金が減少し、今まで督促・事務業務に費やした時間を入所者様と向き合う時間にまわせます。

■ 充実した保証でサポートも万全!
入居契約解除や清掃修復などのサービスも対応いたします。

■ 入所審査も代行!

入所者様
メリット

■ 連帯保証人を探す必要ナシ!
身寄りのいない方やお身内に保証人を頼みたくない方でも、弊社が連帯保証人を担いますので入所しやすくなります!

■ 入所時にかかる保証金の負担軽減!
保証会社が債務保証するため、入所時に保証金を預けなくてもご入所できます!

ニッポンインシュア株式会社
家賃債務保証業者登録番号: 国土交通大臣(2)第43号

TEL.0570-05-1080

〈受付時間〉10:00-17:00(日・祝日を除く)



データに基づき 「困り込み」検証

■住まいの役目、再定義を
検討すべき課題は多いもの
の、登録制度の方向性に
異論は少ない。自治体も住
宅型有老の実態をより正確
に把握でき、管理・監督し
やすくなる。現在、介護保
険事業計画で住宅型やサ高
住の供給量を考慮している
自治体は約3割にとどまる
が、データに基づく計画の
策定にもつながる可能性が
ある。

（5面へ続く）

「登録制」 の 是非

（3面から続く）

「地域の事業所が登録施設
介護支援の指定を受けなけ
れば、在宅生活時から担当
してきたケアマネが継続し
て支援できなくなる。入居
によって関係が途切れるこ
とは利用者にとって望まし
くない」と話す。担当ケア
マネや住まいの変更を余儀
なくされる利用者が生じる
可能性を不安視する。

登録施設介護支援の指定
取得にあたっては「当面、
既存の居宅介護支援事業者
は新たな指定申請を不要と
する」など経過措置が予定
されているものの、自己負
担を避けたい利用者などに
おいてはセルフケアプラン
制度が安易に利用される懸
念もある。適切な報酬設定
などにより、指定取得のイ
ンセンティブを確保するこ
とが求められる。

有老協の渡邊常務理事は

ケアプランの原則1割負担
について、「同じ居宅であ
る一般住宅では無料である
一方、住宅型などの入居者
だけが負担することには公
平性の課題がある」と指摘
する。低所得者への影響も
小さくなく、認知症の人に
制度の違いを理解してもら
うことも容易ではない。「利
用者が納得できるように、国
による丁寧な説明や支援が
必要だ」と話す。



一般社団法人
高齢者住宅協会
木村祐介副会長

今回の制度改正で最も
懸念するのは、登録
施設介護支援における
「地域生活相談」であ
る。外付け型住宅で必
須サービスとして提供
されている生活相談と
は異なり、地域との接
続を支援する新たなサ
ービスだと厚労省は説
明するが、実態を見る
限り、その整理には違
和感がある。

現在も多くのサ高住
や住宅型では、地域情
報や行政サービスの案
内、外部サービスとの
調整、日常生活上の相
談などを生活支援サ
ービスとして提供して
いる。制度上は別の整理
でも、利用者から見
れば内容はほぼ変わらず、
新制度によって新たな
サービスが加わるとい
う実感は持ちにくいの
ではないか。

生活相談の整理に疑問

二重徴収の可能性も

「制度改正の目的であ
る「不適正な困り込み
防止」の方向性自体は
否定しない。ただ、登
録制を導入するだけで
適正化されるとは考え
にくい。問題はケアマ
ネなど生活支援サ
ービスとして自己負担が
発生することになる。高
齢者住まい法や老人福
祉法に基づき、契機を
制度改正だけを理由に
変更することは現実的
ではない。二重徴収と
なる懸念もある。」

介護のサービス提供回
数に上限を設定するな
ど、仕組みを物理的に
見直す方が実効性は高
いと考える。

一方、登録施設介
護支援を促すには、居
宅介護支援事業所の事
業機会として認識・活
用する視点も必要であ
ろう。通常とは別枠で
多くの利用者を担当
できるようなすれば、
売上・利益増や生産性
向上につながる可
能性がある。

訪問介護の同一建物
減算に関しては前回の
改正で、同一建物以外
の利用者割合が10%に
満たない場合は減算率
が12%となる改正がな
された。在宅の訪問介
護の担い手不足を解消
するため、地域への訪
問に力を入れる事業者
の梯子を外すような改
正を行っては本末転倒
だ。その視点で制度設
計を進めてほしい。



全国
老人ホーム協会
公益社団法人
渡邊潤一常務理事

現在の届出制では、
住宅型やサ高住がど
のような運営、サ
ービス提供をして
いるかが外部
から見えにくい面
がある。重度者の割合
が高まり、施設に近
い役割を担うホ
ームが増え
ている実態を踏ま
えれば、一定の基準
への適合を確認す
る登録制の考
え方には意味が
ある。

一方で、規制や事務
負担が増える制度
になれば、サ
ービスを維持
することが難しく
なるおそれもある。制

度目的は適正な事業
者を消費者に分かりや
すく示し、安心して選
べる環境を整えること
にあるべきだ。

住宅型有老では、運
営基準や人員基準に加
え、相談支援、介護サ
ービス利用の確保、外
部

準とすることも重視し
てもらいたい。

その中でも重要な
のは、入居者の「自由
選択権」を見える化す
ることである。利便性
を考えると、本人が地
域のサービス事業所を
含む選択肢の中から併
用

の強制や、選択肢を十
分に示さない運営は正
されなくてはならない。
入居者紹介について
も、一定の基準を満た
した事業者を優良事業
者として認定する「紹
介事業者届出公表制
度」の検討が進められ
る

登録制には、「消費
者がホームを比較しや
すくなる」という大き
な可能性もある。登録
情報を全国共通のル
ールで公開し、運営主
体や職員体制、サ
ービス内容、費用など
を横並びで確認でき
るようになれば、消
費者に有益な制度に
なる。

そのためには、登
録基準や申請手続きを
全国一律とし、ローカ
ルルールをできる限
りなくすることが重要
だ。オンライン申請や
重要事項説明書の標準
化も進む中、事業者
の負担軽減と消費者
の分かりやすさを両
立させる制度となる
ことを期待している。

「自由選択権」見える化

紹介事業者届出制度も仕組みに

サービス事業者の独立
性など、新たな確認項
目が設けられる見通し
だ。人員配置を一律
人数だけで評価する
のではなく、夜間や緊
急時に適切に対応でき
る体制や代替措置も含
め、実態に即した柔軟な基
礎

設・隣接するサ
ービスを選ぶこと
自体は問題
ではない。重要な
外部事業者も選
択できることを
きちんと言明
し、その上で本
人が選択した結
果であること
を記録すること
で、利用

ており、これは当協
会が制度の運営を
担う予定だ。認
定事業者の利
用をホームに
義務付けるもの
ではなく、あく
まで利用者や
ホームが安心
して紹介会社
を選ぶための
仕組みとして
位置付ける
ものとなる。

「スマートフォ
ン」「介護記録
ソフト」「見守
りシステム」の
連携により、
介護施設の業
務効率化を
実現します。

みまもりの現場の声を、
かたちにしました。

ナースコールシステムVi-nurseは、

「スマートフォン」「介護記録ソフト」

「見守りシステム」の連携により、

介護施設の業務効率化を実現します。

介護記録
ソフト

見守り
システム

映像が見える、情報が見える、
ナースコール



Vi-nurse
ビーナース

Vi-nurseのナースコールキット(NLX-3X-KIT)と
見守りカメラ(NLX-CA)はTAIS登録商品です。

アイホン株式会社

本社 千460-0004 名古屋市中区新栄町一丁目1番
明治安田生命名古屋ビル10階

ディアリー
Dearie
あしたの介護へ

介護施設の現場で頑張るスタッフとともに、
よりよい明日を見つけるサイト
ディアリーはこちらをチェック



今回の改正は、住宅型有老やサ高住にとって制度発足以来の大きな転換点だと受け止めている。当社は35年以上にわたる在宅介護に携わり、在宅介護支援事業所と高齢者住宅の双方を運営してきた。その立場から、高齢者住宅を「施設」ではなく、賃貸借契約に基づく「住まい」として位置付ける考え方は今後も大



やさしい手
香取幹社長

A-活用の可能性

事業者の声

切にすべきと考える。一方で、登録制度そのものには大きな意義がある。これまで高齢者住宅の入居者と一般在宅の利用者は、居宅介護支援費の中で区別されず、サービス利用の実態を客観的に把握しにくかった。登録施設介護支援」が創設されることで、入居者のケアプランや介護給付をデータとして分離し、サービス量や利用傾向を分析できる可能性が広がる。「困り込み是正」といった議論も、イメージではなくデータに基づいて検証できるようにすることを期待している。

ただし、データが見えるようになると、そのデータだけで給付を判断することは全く別の話だ。重度者や認知症の人、夜間対応や医療的支援を必要とする人は、平均以上のサービスが必要になることも少なくない。平均値から外れているという理由だけで過剰サービスと判断されれば、本当に必要な支援まで制限されかねない。利用者一人ひとりの状態や生活背景を踏まえて評価する仕組みが不可欠である。

ケアプランの利用者負担導入についても慎重な検討が必要だ。限られた年金や貯蓄で生活している入居者に新たな負担が加われば、ホームに住み続けることが難しくなるケースも起こりうる。低所得者への配慮を含めた制度設計が求められる。また、AIの活用にも大きな可能性を感じている。ケアプラン原案の作成や記録、給付データの

分析、行政手続きなどの事務をAIが補完することで、ケアマネジャーは利用者との対話や意思決定支援、地域との調整といった、本来果たすべき専門性の高い業務により多くの時間を充てられるようになる。登録制度で蓄積される

データは、事業者だけでなく自治体の監査や運営状況の確認にも活かせる。AIが通常と異なる給付傾向や確認が必要なケースを抽出し、最終的な判断は利用者一人ひとりの状況を踏まえて人が行うことで、監査の効率化と利用者保護の両立が期待できる。

さらに当社では、セルフレアプランを作成したという人向けに、登録・料金不要、4ステップで簡単な「AIやさしいサービス」も用意している。担当ケアマネが不在となってしまったケースなどに備えたケアマネ紹介も可能だ。制度改正を契機に、データ活用とデジタル技術を活かしながら利用者本位のケアマネジメントを実現したい。

■「生活支援サービス」と「地域生活相談」の二重徴収リスク

【既存】生活支援サービス	【新設】地域生活相談
外付け型住まいの必須サービスとして提供を義務付け	登録施設介護支援の中で介護保険サービスとして提供を義務付け
・民法に基づく民民契約で提供されるケースが多い。月額数万円程度	・介護保険法に基づく新サービス。利用者は原則1割負担
・地域情報やイベント案内、行政・外部サービス調整、生活上の相談対応など	・地域交流や社会参加の促進、生活上の個別課題の解決など

※二重徴収の懸念：利用者目線では内容がほぼ変わらず、新たな負担は理解が得がたい。異なる法律に基づいており、「制度変更」のみでの説明が困難

編集部作成

特定施設移行の是非

〈4面から続く〉

りまとめでは、「機能が変わらない場合は特定施設への移行を促す必要がある」との考え方も示された。26年7月9日の介護給付費分科会でも、構成員から特定施設への移行を促すべきとの意見が相次いだ。

一般社団法人高齢者住宅協会の木村祐介副会長によれば、学研コソファンでは「要介護1、2の入居者については、外付け型ホームの入居者の介護保険サービスの平均給付額より特定施設の報酬の方が高く、ホー

■外付け型の役割整理を
住宅型と介護付の役割が接近していることを踏まえ、「有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会」の取

検討が必要だ。限られた年金や貯蓄で生活している入居者に新たな負担が加われば、ホームに住み続けることが難しくなるケースも起こりうる。低所得者への配慮を含めた制度設計が求められる。また、AIの活用にも大きな可能性を感じている。ケアプラン原案の作成や記録、給付データの

データは、事業者だけでなく自治体の監査や運営状況の確認にも活かせる。AIが通常と異なる給付傾向や確認が必要なケースを抽出し、最終的な判断は利用者一人ひとりの状況を踏まえて人が行うことで、監査の効率化と利用者保護の両立が期待できる。

ム全体の利益率も平均5%以上高い傾向がある」という。介護保険給付抑制の観点から見ると、「住宅型やサ高住を一律に特定施設へ誘導するような議論には慎重であるべきだ」と指摘する。ゴールドエイジの大原社長は「外付け型の強みは、自由度が高く、地域や入居者一人ひとりの状況にに応じて柔軟にサービスを組み立てられることにある」と話す。地域包括ケアシステムの中で外付け型住宅が担うべき役割とは何か。国には、その将来像を改めて示すことが求められている。

介護施設・運営法人様へ 人手不足の現場に、もう販促業務を抱えさせない。

ラクスル エンタープライズ

「チラシ」「パンフレット」など **バラバラ発注** で”販促品管理”ができていない...
入居者募集の販促が **カン頼り** & 人手不足で戦略に **工数** をかけられていない...

ラクスルならワンストップで解決！

サービス利用料

¥0

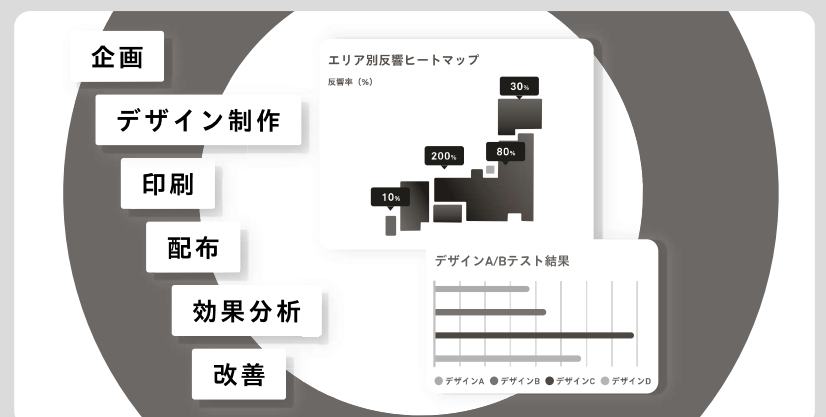
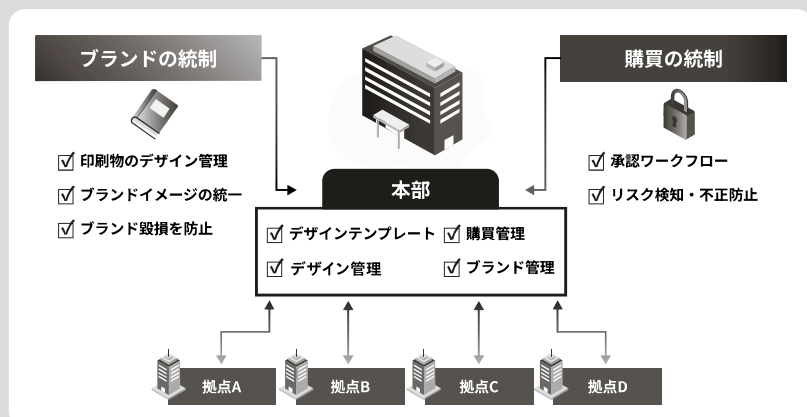
※一部有償がございます

コスト削減 販促品の一元管理ツール

入居者募集の最大化 エリアマーケティング

施設毎に手配していた販促品を一元管理

新規オープン施設の入居者募集を企画から伴走



RAKSUL

〒106-0041 東京都港区麻布台1-3-1
麻布台ヒルズ森JPタワー19階

お問い合わせ・資料請求の際は、「高齢者住宅新聞を見た」とご記載ください。

ラクスルエンタープライズ

検索

